

FAX送信先: 審査部門
 FAX送信方向 03-5620-2910

サイン
 または
 印

JD トリオ
賃貸保証委託申込書(法人用)

お客様がお申込される会社名(乙) 日本賃貸保証株式会社
 〒千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目 申込書(法人様控)

私(お申込者)は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには☑をご記入ください。

契約締結日(保証料受領日) 西暦 年 月 日

トリオ申込者	会社名	フリガナ 代表者名	フリガナ	業種 主たる業務内容		
	所在地	〒		電話番号		
	ご担当者名	フリガナ		FAX番号		
	所在地	〒		所属		
	勤務地	〒		役職		
				電話番号		
				FAX番号		
	資本金	万円	年商	万円	従業員数	人
	取引銀行		主要取引先		設立	西暦 年 月 日
	転居理由					

代理店	代理店名		担当者氏名	
	電話番号			(管理ソフト顧客番号)
	FAX番号		保証番号	
	代理店コード	-		

契約年数(更新)	年毎	保証料率(毎月支払総額×)	%	保証料金額	円
----------	----	---------------	---	-------	---

↓ 法人の場合、賃貸借契約上の『連帯保証人』または『連名契約』が必要となります。会社代表者様もしくは入居者様でお願いします。↓

会社代表者	お名前	フリガナ	自宅電話	
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約	携帯電話	
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦 年 月 日(才)
	ご住所	〒	お住い	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有
	居住年数	年 ヶ月 月 取	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供(人)

申込内容等	物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他()	定期借家契約種別	<input type="checkbox"/> 再契約型 <input type="checkbox"/> 期限延長無
	物件名称	フリガナ		号室
	所在地	〒		
	敷金	円	家賃	① 円
	礼金	円	管理費 共益費	② 円
	保証金	円	駐車場	③ 円
敷引	円 ()	その他	④ 円	
		毎月支払総額	①+②+③+④ 円	

入居者	お名前	フリガナ	自宅電話		
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約	携帯電話		
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦 年 月 日(才)	
	居住年数	年 ヶ月 月 取	役職		
	ご住所	〒	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供(人)	
	上記以外に入居される方をご記入ください。				
		お名前	性別	続柄	生年月日
		フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日 才
		フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日 才
		フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日 才

このお申込書をご使用いただく場合には、ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。
 審査確認専用ダイヤル **0120-641-060**
 ※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条 (利用範囲)

日本賃貸保証株式会社グループ(以下「乙」という)は、お客様(賃借人、以下甲という)から賃貸保証委託契約(以下本件委託契約という)のお申込時(含む契約時)に取得した以下の情報(「個人情報」という)を、関連する業務や情報提供(賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービス、家財保険契約の保険料保証業務など)を確実・円滑に遂行することを目的として利用させていただきます。

- 個人情報について
 - 乙所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等に関する個人情報(含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び関係先から属性情報を受ける等により知り得た「変更情報」)
 - 本件委託契約に関する契約の種類、申込日・契約日・商品名、毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約約款」
 - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況、履歴等の「取引情報」
 - 甲が申告した内容、及び緊急連絡先の名氏・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
- 個人情報の提供について
 - 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以下のグループ会社に賃貸保証に関連する業務を委託します。
社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を行うために、家財保険契約の締結及び保険料の保証等を希望された甲に対し、保険料の集金及び送金(保証金の前払いを含む)を乙が行うために、以下の情報を後記の会社等に提供します。
提供する情報…氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。
なお、乙は、上記内容について、甲のうち同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社

社 名：株式会社ホームマスター24
住 所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2526
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homemester24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社

社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

第2条 (個人情報の取得・利用同意)

- 甲は、本条の個人情報を乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本条を確認したために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書に記載内容を確認(含む、写しのため)することに同意します。
- 乙より甲に対し、資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送ることに同意します。なお、H25年9月以降、同サービスを利用する際、a u携帯の安心ブロック設定に関わらずSMS内に電話番号やURLを入れてお届けします。

第3条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

- 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
 - 宣伝物・印刷物の送付、メール配信、電話告知など、甲向け営業活動のために利用する場合
 - その他、販売活動、甲向け営業活動のために利用する場合。
- 甲は賃借人、及び集金者が甲との賃貸保証契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報を乙から提供を受け利用することに何ら異議なく同意します。

第4条 (提携先及び個人信用情報機関への利用の同意)

甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条 (家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用)

- 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙が加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に以下の条件に定める期間登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の資料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約開始日及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

- (1)甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
- (2)甲の滞納額
- (3)甲・乙間または甲・賃借人間の係争事実

第6条 (個人情報の提供等の同意)

甲は、乙が債権管理回収家に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収

の委託(含む、債権譲渡)をする場合、第1条により取得した個人情報を債権回収会社に提供することに同意します。

第7条 (個人情報の開示・訂正・追加・削除)

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。)

第8条 (本件委託不同意の場合の措置)

- 甲が本件委託契約において必要な記載事項(本件委託契約書表面で記載すべき事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の記載の3項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否すること、は、ないものとします。
- 賃借人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。

第9条 (審査結果の連絡)

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃借人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃借人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第10条 (個人情報の管理)

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条 (問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せの窓口の通りとなります。
社 名：日本賃貸保証株式会社
住 所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：取締役

賃貸保証委託約款

私(賃借人・以下「甲」という)と日本賃貸保証株式会社(以下「乙」という)は、表面記載の物件(以下「本物件」という)に関する原賃貸借契約(一時使用契約・原賃貸約を含む、以下「原賃貸借契約等」という)に基づく甲の賃借人に対する債務及び、原賃貸借契約等に付随して甲が第三者との間で締結する各種契約(家財保険契約、駆け付けサービス契約、インターネット接続サービス契約等)に基づく当該第三者に対する債務のうち表面記載の債務につき、賃貸保証委託契約(以下本件委託契約という)を締結します。

第1条 (賃貸保証の委託)

- 本件委託契約は、原賃貸借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し、委託することを委託し、乙はこれを受託します。本書は、「保証番号のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号に記載されている場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸借契約等の連帯保証人であるとき限り、本件委託契約を締結することができます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による連帯保証人を不要とする旨を認めたときは、乙は限りではありません。
- 賃借人が本物件を第三者に売却した場合は、本件委託契約は終了します。但し、新賃借人及び乙が保証約款に同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条 (保証料)

- 甲は、表面記載の保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 保証料を表面記載の毎月支払総額に保証料率を乗じて算出する場合において、保証期間内に表面記載の毎月支払総額が30、000円以上増額された場合には、乙は甲に対し、増額分に相当する保証料(差額×保証料率を乗じて算出する)を追加保証料として請求することができます。
- 賃借人は、保証料を支払った後甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づき求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原賃貸借契約等が期間満了前に終了した場合であっても、甲は前項より支払った保証料の返還を請求しません。

第3条 (本件委託契約の成立)

本件委託契約は、甲及び賃借人または賃借人代理人が本書を締結し、甲が保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条 (保証の範囲)

- 乙は、次の各号に該当する債務について保証します。但し、賃借人に対する債務については原賃貸借契約等に明記されていることが条件となります。
 - 原賃貸借契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費、駐車場使用料等(以下「賃料等」という)。但し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
 - 原賃貸借契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。但し、第5条3項の明渡し完了の日を以て賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡し月の日割を分母に計算するものとします。
 - 原賃貸借契約等の解除後、本物件の動産類(車両も含む)がある場合、その搬出・運搬・保管・処分に関する費用。
 - 前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
 - その他、原賃貸借契約等に付随して甲が第三者との間で締結した各種契約に基づく当該第三者に対する債務のうち乙が相当と認められたもの。
- 原賃貸借契約等の期間途中で本件委託契約を締結する場合、乙は本件委託契約締結前に既に発生していた債務がある場合は、本件委託契約は終了とします。

第5条 (契約期間)

- 契約期間は、本件委託契約書記載の通りとします。更新の場合も同様とします。
- 更新の場合、保証料が入金されない場合には、本件委託契約は更新前の期間満了を以て終了します。
- 原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了とします。

- 本件委託契約期間中の契約期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りでは開わらず賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。

第6条 (保証内容の変更)

1.本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
2.前項より届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出た内容に変更されます。

第7条 (本件委託契約の更新)

- 原賃貸借契約等更新される際には、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃借人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。なお、第三者が保証料を支払った場合には、甲は、これに対して異議を述べないものとします。
- 甲は、更新後の保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法により支払います。この場合にも、第2条3項、4項を準用します。
- 甲が原賃貸借契約等の期間満了までに保証料を支払わない場合、乙は、本件委託契約の更新を拒絶することができます。
- 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することが出来ます。このとき甲は予め承諾することとし、乙は領収書の発行を行います。
- 更新をする場合、契約内容変更が認められない場合があります。

第8条 (定期借家契約)

本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。

- 原賃貸借契約等が転賃を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更された時点で終了します。
- 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者から本物件を明渡しした日を以て本件委託契約は終了します。この明渡しした日以後、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
- 賃借人または賃借人代理人が原賃貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠つたために、契約終了日が延期された場合であっても、表面記載の契約期間満了日を以て本件委託契約は終了します。
- 定期借家契約が再契約型の場合は、第7条の更新と同様の扱いとします。
- 原賃貸借契約等が賃借期間の延長を認めない場合において、再契約をする場合は新規申込と同様、乙指定の「賃貸保証委託申込書」を乙に送付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条 (支払優先の権利)

甲が未納賃料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。

- 未納賃料等
- その他の債務

第10条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者が本物件の明渡しを完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第11条 (求償権の範囲)

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加え、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに関わる費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

第12条 (事前求償)

甲に対して、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。

- 甲が債権移転開始の決定を受けた場合、原賃貸借契約等の賃借人がその破産財団の登記を加入しなかつた。
- 原賃貸借契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第13条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原賃貸借契約等に基づいて甲が賃借人から預託した敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充当した後、さらに余裕があるときは、甲が乙に支払うべき未払いの債務に充当されるものとします。

第14条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第11条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第15条 (勤務先等への連絡)

1.甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることがないことを事前に承諾します。
2.甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせに対して、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他の一切の請求をしないこととします。

第16条 (本物件内の立ち入り)

乙は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

第17条 (連絡要請)

甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に関し敷金または保証金を差し入れているか否かに関わらず、乙は甲に対し、物件の扉に手紙を挟むなど連絡を要請するための適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第18条 (明渡し)の成立)

甲は、原賃貸借契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。

- 電気・ガス・水道の状況、郵便物の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。
- (2)本物件の鍵が賃借人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡しされたことが認められるとき。

第19条 (動産類の扱い)

- 第18条の明渡し)の成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄し、乙が当該動産類を搬出・運搬・保管・処分することに何ら異議を申し出ないものとします。
- 前項の場合において、乙が残置動産(車両も含む、明らならゴミ類は除く)を保管する場合は、保管開始後1ヶ月以内は、乙は甲に対し、事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
- 1項及び2項に関与して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第20条 (原賃貸借契約等の解除)

法令上認められている場合または賃借人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸借契約等を解除することが出来ます。

第21条 (賃借権の承継)

- 甲の死亡等により債務の履行が出来なくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間終了まで当該承継者との間で本件委託契約は継続します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者が本件委託契約期間満了後も引き続き本件委託契約を更新する場合、改めて当該承継者が「賃貸保証委託申込書」を乙に提出しなければならないものとします。この場合、乙は任意で更新を承認または拒絶することが出来るものとします。

第22条 (賃料等未納時の保証金の前払い)

乙は、本件委託契約の期間中でかつ原賃貸借契約等が終了するまでの間に甲が賃料等を支払わない場合、乙が、賃借人に保証金(未納賃料等相当額)を前払いすることが出来ます。(なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後保証債務を履行するものであり、本条による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。)

第23条 (反社会的勢力の排除)

- 甲は、乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が真実であることを表明し、保証しななければならないこと。
 - 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)ではないこと。
 - 反社会的勢力等が事業活動や配属、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - 取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - 甲は乙に対し、もしくはその関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法、または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行わないこと。

- 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを知ったときは、直ちに書面を以てその内容を乙に通知しなければならないこと。
- 乙が甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあることを認め、何らの催告を要することなく、催告を以て通知することにより、本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づき一切の義務を免れることができるものとします。但し、甲が客観的かつ合理的な根拠を以って、1項各号の表明及び保証に違反していないことを証明したときはこの限りではないものとします。

- 前項に定める場合のほか、甲が以下いずれかにも該当したときは、乙は、何らの催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れるものとします。
 - 本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等を居住または、出入りさせた場合。
 - 本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等であることを感知させる名称、看板、代紋、堤灯等の掲示を掲げた場合。
 - 3項4項の場合、乙が、甲が乙が受け付けを拒否しなければなりません。
 - 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除したことによる甲が損害等を受けた場合であっても、乙は甲に対し、何らの損害賠償等をする義務を負わないものとします。
 - 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

第24条 (保証約款の変更)

- 乙は、本約款を多数の契約者との間で変更する必要が生じた場合は、以下に定める方法に従い変更することが出来るものとします。ただし、変更の内容が当事者の一般の利益に適合する場合に限るものとします。
 - 効力発生時期を明記すること。
 - 変更する旨、変更内容及び効力発生時期をインターネットその他適切な方法で変更すること。

第25条 (管轄裁判所)

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所として管轄裁判所とします。

第26条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

JIDTより 2018.01現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社 名：日本賃貸保証株式会社
住 所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
営業時間：平日9：00～18：00